

## 令和2年度適格消費者団体活動助成事業実施要領

### (目的)

第1条 県民の消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、消費者に代わり事業者の不当な行為に対する差止請求を行うことのできる適格消費者団体の活動を、継続的かつ安定的なものとし、消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、「適格消費者団体」とは、消費者契約法第13条第1項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

### (助成措置)

第3条 知事は、第1条に規定する助成を行うため、別に定めるところにより、予算の範囲内で、適格消費者団体活動助成事業費補助金（以下「当該補助金」という。）を交付するものとする。

助成事業の内容	当該補助金の額
当該補助金の交付の対象となる団体の管理又は事業活動に要する経費に対する助成	1,000,000円以内

### (対象団体)

第4条 当該補助金の交付の対象となる団体は、愛媛県内に主たる事務所を有し、県内を活動拠点とする適格消費者団体とする。

### (対象活動)

第5条 当該補助金の交付の対象となる活動は、次の各号のいずれにも該当する活動とする。

(1) 適格消費者団体としての活動

(2) 交付決定の日から令和3年3月15日までの間に実施される活動

(3) 当該年度内に県から当該補助金以外の補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。

### (選考)

第6条 当該補助金の交付を申請できる団体は、別に定める募集期間内に応募のうえ、別途設置している「適格消費者団体活動推進事業選考委員会」において選考され、知事が委員会の選考結果を基に決定した団体とする。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、適格消費者団体活動助成事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月23日から施行する。